

令和4年度 第2回岡山県入札・契約適正化委員会 議事概要

開催日時・場所	令和5年1月27日(金) 13:30~15:30 リーセントカルチャーホテル4階ベネツィア																		
出席委員	高橋 正徳(元岡山大学准教授):委員長、 難波 秀明(弁護士)、石田 麻衣(弁護士)、鳥越 貞成(公認会計士) 以上4名 出席																		
議事内容	審議対象期間:令和4年4月1日~令和4年9月30日																		
1 入札方式別発注工事の状況について	<p>「令和4年度上半期 入札方式別発注工事総括表」等により報告した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数(件)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札(WTO)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札(条件付)</td> <td>284</td> <td>17,537,201</td> </tr> <tr> <td>うち総合評価落札方式</td> <td>73</td> <td>11,294,844</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td>251</td> <td>4,873,500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>535</td> <td>22,410,701</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の表は、対象期間内において知事部局、企業局、教育庁及び警察本部が発注した工事で、予定価格が1千万円超のものを対象としている。</p>		件数(件)	金額(千円)	一般競争入札(WTO)	0	0	一般競争入札(条件付)	284	17,537,201	うち総合評価落札方式	73	11,294,844	指名競争入札	251	4,873,500	合計	535	22,410,701
	件数(件)	金額(千円)																	
一般競争入札(WTO)	0	0																	
一般競争入札(条件付)	284	17,537,201																	
うち総合評価落札方式	73	11,294,844																	
指名競争入札	251	4,873,500																	
合計	535	22,410,701																	
2 談合情報の取扱状況について	審議対象期間の談合情報について、該当がなかった旨を報告した。																		
3 指名停止の状況について	<p>令和4年度上半期指名停止の状況を報告した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指名停止理由(指名停止等要領該当条項)</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県発注工事等に係る請負契約違反(3号)</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>建設工事関係法令に基づく行政処分(4号)</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>労働基準法違反(5号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>反社会的行為による役員等の逮捕、起訴(8号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>他県所在の国事務所等の発注の建設工事等における競争入札妨害、談合の容疑による逮捕、起訴(15号)</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>不正又は不誠実な行為(落札決定後の契約辞退等)(17号)</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記以外に嚴重注意を行ったものが8件</p>	指名停止理由(指名停止等要領該当条項)	件数	県発注工事等に係る請負契約違反(3号)	3件	建設工事関係法令に基づく行政処分(4号)	3件	労働基準法違反(5号)	1件	反社会的行為による役員等の逮捕、起訴(8号)	1件	他県所在の国事務所等の発注の建設工事等における競争入札妨害、談合の容疑による逮捕、起訴(15号)	3件	不正又は不誠実な行為(落札決定後の契約辞退等)(17号)	1件	合計	12件		
指名停止理由(指名停止等要領該当条項)	件数																		
県発注工事等に係る請負契約違反(3号)	3件																		
建設工事関係法令に基づく行政処分(4号)	3件																		
労働基準法違反(5号)	1件																		
反社会的行為による役員等の逮捕、起訴(8号)	1件																		
他県所在の国事務所等の発注の建設工事等における競争入札妨害、談合の容疑による逮捕、起訴(15号)	3件																		
不正又は不誠実な行為(落札決定後の契約辞退等)(17号)	1件																		
合計	12件																		
4 抽出事案の説明及び審議	県の発注工事の中から、委員が事前に抽出した5件について、発注部局からの説明の後、委員による審議を行った結果、5件全てについて適正に入札・契約がなされているものと判断された。																		

工 事 名	入 札 方 式	契約金額 (千円：税込)	発 注 機 関
公共 港湾工事 (浚渫土処分場地盤 改良工その6)	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	481,800	備中県民局 水島港湾事務所 工務課
公共 港湾工事 (浚渫土処分場地盤 改良工その5)	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	591,800	備中県民局 水島港湾事務所 工務課
公共 河川工事 (擁壁工)	一般競争入札 (条件付) ※総合評価	68,530	備中県民局建設部 井笠地域工務課
公共 河川工事 (河道掘削)	指名競争入札	25,960	備中県民局建設部 高梁地域工務課
公共 河川工事 (河道掘削)	指名競争入札	30,690	備中県民局建設部 高梁地域工務課
5 委員からの意見 ・質問、その回答	次のとおり		
6 委員会による意見の具申又は勧告	なし		

委員からの意見・質問、それに対する回答等

議事の概要／各委員の質問・意見	回 答 概 要 な ど
1 入札方式別発注工事の状況について	
意見等、特になし	
2 談合情報の取扱状況について	
意見等、特になし	
3 指名停止の状況について	
・ 厳重注意4件の内容を教えてほしい。	・ いずれも共通の理由で、県工事において負傷者を出したものである。
4 抽出事案の説明及び審議	
①土木部：港湾工事（浚渫土処分場地盤改良工その6）	
②土木部：港湾工事（浚渫土処分場地盤改良工その5）	
《本事案の抽出理由》	
工事番号52と同じような工法のいずれも高額な工事であるにもか	両事案とも総合評価落札方式で、価格に加えて、企業や配置予定技術者の経験や成績等を含めて総合的に評価した上

<p>かわらず、工事番号50、52ともに応札者が1件ずつで高い落札率となっているため、事案①を抽出した。</p> <p>工事番号50と同じような工法の、いずれも高額な工事であるにもかかわらず、工事番号50、52ともに、応札者が1件ずつで、高い落札率となっているため、事案②を抽出した。</p>	<p>で、落札者を決定するものである。</p> <p>今回の工事は県内でも実績が少ないため、入札参加資格条件の設定において、県内の業者だけでなく、中国地方まで広げたが、特殊工法での施工だったので、手を挙げる業者が少なかったのではないかと考えている。</p> <p>落札額については業者の予算と利益率を踏まえた上で考察されたものだと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事案①を落札している業者は、先に開札された事案②を取り下げているが、取下げはどのようなかたちでされたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告した後に期日までに入札参加資格申請を提出し、提出した後に県が資格があるか確認するが、確認する中で書類の不備があった。その不備により、最終的には失格になるが、不備がある旨を業者へ連絡はしない。 ・不備があることを業者が自ら気づき、取り下げたのではないかと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・最初の開札の時に2者が重複するようなので、一回目は譲るから、二回目はうちがとるといような関係で談合がされた場合、談合は日程的には可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・談合の事実は確認されていないので、詳細はわからない。
<ul style="list-style-type: none"> ・この案件は従前から概ね2者が応札しているが、その結果、その2者が独占的、寡占的に携わっていると考えている。今後、同じような案件があれば、そういう予想がされると思うが、どう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事前に同様の案件が3件あり、工事をしたJVに業者はこれまで3社が携わっていたが、今回、これに1社加わった。 ・今回でこの処分場での工事は終了になる。
<p>③土木部：公共 河川工事（擁壁工）</p>	
<p>《本事案の抽出理由》</p> <p>工事番号75は、応札業者が6社にも関わらず99.9%という極めて高い率で落札しているため、本件を抽出した。</p>	<p>憶測の域を脱しないが、入札参加者が工事の内容や手持ち工事等の状況を総合的に検討した結果、入札された金額であったと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村では多くの業者が、工事の価格についてはかなり正確に計算できる。ライン上に十何社も並ぶことも珍しくない。こういう形になること自体が奇異だ。予 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を超えた額で入札する業者の意図はわからないが、入札参加者が会社の手持ち工事の状況、会社それぞれの事情を考え、入札していると考えている。

<p>定価格を超えた額で入札する業者の意図は何なのか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ここ数年間、井原市、高梁市では、予定価格の100%、99%あたりで入札されているが、これらの地域に隣接している笠岡市、新見市、総社市では、98%、99%での落札は非常に少ないという状況は変わっていない。 こうした状況だと、笠岡市、新見市、総社市の業者に厳しい競争を強いているのではないかと考えられるが、どう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 明確な回答はできないが、最低制限価格付近で入札する業者がいると、他の業者も追随せざるを得ないのではないかと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> この委員会の方式としては、問題がありそうな5件を抽出する形でやっているが、別の工事と比較しないと問題があることがわからない。 基本的なやり方についてもこのままではいけないのではないかと考えている。(意見) 	<ul style="list-style-type: none"> 委員から御意見をいただいたということを踏まえながら、業務を行いたい。
<p>④土木部：公共 河川工事(河道掘削) ⑤土木部：公共 河川工事(河道掘削)</p>	
<p>《本事案の抽出理由》</p> <p>工事番号31は、工事番号36と同じような工事で、同じ数の応札者があり、同じ業者が99%を超える高い率で落札しているため、事案④を抽出した。</p> <p>工事番号36は、工事番号31と同じような工事で、同じ数の応札者があり、同じ業者が99%を超える高い率で落札しているため、事案⑤を抽出した。</p>	<p>両事案とも予定価格に近い入札価格が多く、落札率が99%を超えている状況であるが、想定にはなるが、一般的な掘削工事で工種が少なく、積算がやさしいことから容易に積算ができたと考えている。その上で、それぞれの業者が、工事内容や入札に参加する時点での手持ち工事量、技術者の数などを勘案して実行予算を組んだ上で、総合的に判断し入札価格を決定した結果だと考えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 落札したいのであればもう少し下の値段になるのではないか。同じような値段で僅差になっており、逆に不思議な感じだ。 90%前半くらいで並ぶのではな 	<ul style="list-style-type: none"> 地域的なこともあると思うが、実行予算を組んだ上で入札した結果だと考えている。

<p>いのかなという気がするがどう考えているか。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名競争入札の高梁市の案件では、ほとんどは100%に近い落札率になっているが、三つだけが90%ぐらいになっている。これらは他のものと入札条件に違いがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事内容が、少し一般的な道路工事と違った内容であるため、備中県民局管内の業者が入っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の応札者の所在地を調べると、応札業者の所在地は旧高梁市と旧有漢町になっている。旧有漢町は3者が並んでいるが、2者は辞退し、1者は応募しているが、予定価格を上回っている。 ・ 高梁市の中でも特定のエリアの業者しか応募に名前を連ねていないことについては、県として何か考えはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名競争入札では工事場所ごとにエリアを定め、そのエリアの中から、業者を選定している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加する業者の顔ぶれが一定になればなるほど、談合が成立しやすくなる。 ・ エリアを絞っていることが、一定の地域の落札率を高止まりさせている。これはあまりよろしくない。(意見) 	
<p>5 その他</p>	
<p>意見等、特になし</p>	